

修了確認期限を経過した旧免許状所持者の取扱いについて

平成23年8月9日
文部科学省初等中等教育局教職員課
教員免許企画室免許係

修了確認期限を経過した旧免許状所持者の取扱いについて、各都道府県教育委員会からの問い合わせ等を踏まえ、以下の取扱いとすることといたしましたので、各免許管理者におかれましては、周知方よろしくお願い申し上げます。

1. 旧免許状所持現職教員について

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）（以下「改正法」という。）附則第2条第2項に規定する旧免許状所持現職教員（以下「旧免許状所持現職教員」という。）が、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合は、その者の有する普通免許状及び特別免許状は、同条第5項の規定により、その効力を失うこととなる。

同条同項は、修了確認期限を経過したことによりその有する普通免許状及び特別免許状が失効することを規定したものであり、その後新たな免許状を授与することを制限するものではない。

このため、旧免許状所持現職教員について、修了確認期限経過後において、新たな特別免許状及び臨時免許状を授与すること、又は特別非常勤講師となることは、更新講習修了確認の有無を問わず可能である。

ただし、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかったことにより免許状が失効した者について、特別免許状の授与要件である「社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者」に該当し、またその任命・雇用が「学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合」に該当するか否かについては疑義があり、当該者に対し特別免許状を授与することは慎重に対応する必要がある。

また、当該者について、有する免許状が失効したことのみをもって、臨時免許状を授与することは、「普通免許状を有する者を採用することができない場合」には当たらないことから、当該者に対する臨時免許状の授与に当たっては、当該授与の事由に該当するか否かについて慎重な検定が必要である。

2. 旧免許状所持現職教員を除く旧免許状所持者について

旧免許状所持現職教員を除く旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者（旧免許状所持現職教員を除く。）」という。）が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合、当該者は、その後に、免許管理者による更新講習修了確認を受けなければ、教育職員になることができないこととされている（改正法附則第2条第7項）。

同条同項は、旧免許状所持者（旧免許状所持現職教員を除く。）について、修了確認期限経過後においては、更新講習修了確認を受けた後でなければ、有する当該普通免許状及び特別免許状に基づき教育職員となることができない旨を規定したものであり、有する当該普通免許状及び特別免許状と異なる新たな免許状を授与すること、又は特別非常勤講師となることを制限するものではないものとも解されるが、他方、当該旧免許状所持者（旧免許状所持現職教員を除く。）の修了確認期限との関係から、同条同項は、更新

講習修了確認を受けることなく新たな特別免許状に基づき教育職員となることについて許容していないものと解する必要がある。

一方、臨時免許状の場合は、法第9条第3項により3年間の有効期限の定めがあることから、同条同項は、旧免許状所持者（旧免許状所持現職教員を除く。）が新たな臨時免許状に基づいて教育職員となることを制限しているものとは解されない。

ただし、新たな臨時免許状の授与にあたっては、法第5条第6項に規定する臨時免許状の授与要件に該当するか否かについて慎重に判断されるべきことについては、旧免許状現職教員の場合と同様である。

<参考>

【教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号）】

（授与）

第五条 1～2（略）

3 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、第一項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

4 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者

二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

5 （略）

6 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

一 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者

二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

7 （略）

（効力）

第九条 （略）

3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから三年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

4～5 （略）

【教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年6月27日法律第98号）】

附則

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定、附則第十条の規定による改正前の教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の規定、附則第十一条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。）の規定、附則第十三条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十二号）の規定及び附則第十五条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）の規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者（当該普通免許状及び特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。）については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の有する普通免許状及び特別免許状（前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。）には、有効期間の定めがないものとする。この場合において、新法第五条第二項、第六条第四項、第七条第四項、第九条第四項及び第五項、第九条の二、第九条の四、第十六条の二第二項、第十六条の三第三項、第十六条の四第四項、第十七条第二項、附則第五項後段、附則第八項ただし書、附則第九項後段、附則第十二項ただし書並びに附則第十八項後段の規定、附則第十条の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項後段の規定並びに附則第十一条の規定による改正後の昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定は、旧免許状所持者には適用しない。

2 旧免許状所持者であつて、新法第二条第一項に規定する教育職員（第七項において単に「教育職員」という。）その他文部科学省令で定める教育の職にある者（以下「旧免許状所持現職教員」という。）は、次項に規定する修了確認期限までに、当該修了確認期限までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習（新法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。）の課程を修了したことについての免許管理者（新法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条において同じ。）による確認（以下「更新講習修了確認」という。）を受けなければならない。

3～4 （略）

5 旧免許状所持現職教員（知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者を除く。）が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合には、その者の有する普通免許状及び特別免許状は、その効力を失う。

6 （略）

7 旧免許状所持者（旧免許状所持現職教員を除く。）が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、その者は、その後に、第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けなければ、教育職員になることができない。

8～10 （略）

【教員の資質能力の向上方策等について（答申）（教育職員養成審議会、昭和 62 年 12 月 18 日）】

第 1 教員の養成・免許制度の改善

1. 教員の養成と教員免許状

（2）特別免許状の創設

各都道府県において、学校の地域や実情等を勘案しつつ、教員としてふさわしい人材を適切に活用できるようにするため、都道府県教育委員会が「特別免許状」を授与することができるようにする必要がある。

特別免許状は、都道府県教育委員会が、社会的経験や各種の資格などを有する者について教育職員検定を実施し、その合格者に対して授与する教諭免許状とする。（略）

4. 社会人の活用

（1）特別非常勤講師制度の創設

社会的経験のある者で教員免許状を有しないものが、本来の職業を持ちながら、教育活動に適宜参加することができるようにすることが求められている。

そこで、教員免許制度の特例として、このような者が、免許状を持たなくとも非常勤講師になることができる特別非常勤講師の制度を設けることとする。そのため、都道府県教育委員会は、社会的経験のある者が、非常勤講師として、教科の領域の一部に係る事項又はクラブ活動に関する授業を担当する場合には、教員免許状を要しないで授業を担当することができる旨の許可を行うことができるようにする必要がある。

特別非常勤講師は、任命権者が、学歴・職歴・人物などを総合的に判断して適当と認められる者について、都道府県教育委員会に対して特別非常勤講師として申請を行い、その許可を得て採用するものとする。その際、任命権者は、校長の意見具申を踏まえることが望ましい。（※現在は、授与権者への届出となっている。（教育職員免許法第 3 条の 2 第 2 項））